

# 人権方針

## 1. 人権方針の位置づけ

株式会社経営工学研究所はソフトウェアの設計・開発および技術者の派遣を行う企業です。

この方針は、事業活動における人権尊重への取り組みに関するすべての文書や規範の最上位の指針と位置づけられます。

## 2. 人権方針の適用範囲

弊社の事業活動の基本原則は人権の尊重です。この人権方針は、役員、エンジニア部門、間接部門を含む全ての従業員に適用され、役員がこの方針を実施する責任を負います。

また、ビジネスパートナーにもこの方針を支持いただくことを期待しています。

## 3. 人権尊重の実践

私たちは、私たちのビジネスが人権にどのように影響を与える可能性があるかを理解しています。

国際人権の原則に基づき、この方針を策定し、人権尊重の実践を推進します。

## 4. 私たちのステークホルダーと人権

私たちは、人権に対する負の影響を、影響を受ける人々の視点から理解することの重要性を認識しています。

差別の排除、最低賃金の確保、適切な労働時間管理などの責任ある労働慣行、結社の自由と団体交渉権の尊重を約束します。

また、奴隷労働や強制労働、児童労働を含むいかなる形態の人身取引も許容しません。

## 5. 人権デュー・デリジェンスの実施

国連の指導原則に従って、ビジネスと人権に関する人権の負の影響を特定し、予防および軽減する措置を進めます。

人権に対する負の影響が明らかになった場合、適切で効果的な救済措置を講じるために努力します。